

相談者（Aさん） 新年度から教育委員会の総務課に配属されました。最近連日のように校内での「いじめ問題」が新聞等で報道されています。教育現場からの問い合わせも頻繁です。この問題について法的な面からのアドバイスをお願い致します。

弁護士 いじめ問題は決して新しいものではなく、従前から起きていたのです。東北地方のいじめ事件としては、平成五年に発生した山形マツト死事件が衝撃的でしたが、それ以前の昭和六〇年に、いわき市において、いじめによって中学校三年生が自殺するという事件が発生して、裁判になっています。そのようないじめ問題の歴史的経緯を確認した上で、「いじめ防止対策推進法」や法的な問題点の説明をしたいと思います。

Aさん 昭和六〇年のいわき市の事件は覚えていません。いじめによる中学校三年生の自殺でしたので、当時から大きな話題となりました。同級生から金銭要求や暴行等のいじめを受けていて、それを苦にして自殺したというもので、遺族が、学校側に過失があったとしていわき市を被告とする損害賠償の訴訟を提起したという事案でした。

弁護士 福島地裁いわき支部において審理がなされ、平成二年二月二六日に判決が出されました。判決は自殺がAさんが話したようないじめによるということを認めながらも、

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第83回

学校における「いじめ問題」の法的考察 1

学校側に被害生徒が自殺をすることの予見可能性は無かったとしました。しかしながら、この判決は、学校側の生徒に対する安全配慮義務違反（過失）の判断に際しては、悪質・重大ないじめがあることの認識が可能であれば足り、被害生徒が自殺することまでの予見可能性があることは要しない、と判示して、

結果的に学校側の過失を認めたのです。

Aさん これは、ずいぶん学校側に厳しい判決のように思いますが、如何でしょうか。

弁護士 そうですね。学校側が悪質・重大ないじめがあったことを認識しうる状況にあつたにもかかわらず、そのようないじめを解消させるための適切な手段をとることを怠つたという点に過失を認めたわけです。加害生徒のいじめの程度が極めて苛烈で執拗であったことが認定されており、こうした判断になったのだと思います。多少理論的な問題に踏み込みますが、過失の判断において自殺の予見可能性が無いとしている一方で、因果関係としては学校側の過失と自殺の因果関係を認めたことには、学者などから疑問の声も呈されているようです。また、損害として生徒自身及び父兄にも問題があったとして、七〇パーセントの過失相殺をしています。この判断についても議論があるところです。

Aさん この事件では加害生徒やその父兄に対する損害賠償の請求は無かったのでしょうか。

弁護士 判決を見る限りでは、加害生徒やその父兄は裁判の被告になっていませんし、判決前に示談がなされたことも無いようです。学校の過失を問題として、いわき市のみを訴えた事件ということになります。その点、その後の事件においては、加害生徒やその父兄

も被告として裁判の提起がなされることも多くなっているようです。

Aさん 先ほど名前が出た山形マット死事件は、いじめによって体育用マットの中に逆さの状態で窒息死させられたという衝撃的なものでした。そして、本件をめぐる裁判は複雑な経過をたどったという記憶があります。

弁護士 事件自体は、マットに巻いて逆さにして窒息死させたことが事実であれば、加害生徒の責任は免れないものです。しかし加害生徒とされた少年達が、そうした事実を否認し、アリバイを主張したこともあって、Aさんがおっしゃったように、この事件の裁判は数奇な経緯をたどりました。まずは、少年事件から説明を始めます。加害生徒とされたのは上級生三人と同級生四人の合計七人で、児童相談所に送られた同級生一人を除く六人は、いずれも逮捕ないしは補導された当初は全員が容疑を自白していました。しかしながら、山形家裁では六人全員が一転して容疑を否認したのです。そして、山形家裁は審理の結果、上級生三人に対して、刑事訴訟では無罪に当たる「不処分」の決定を下したのです。しかしながら、同級生三人については、同家裁は、非行事実（傷害致死）を認めて、二人を初等少年院に、一人を教護院にそれぞれ送るという決定を下しました。この処分を受けた三人の少年は抗告しましたが、仙台高裁は



その抗告を棄却しました。そして、その決定の中で、不処分が確定した三人の上級生についても、山形家裁の認定に疑義を呈し、七人全員の容疑が認められることを強く示唆したのです。三人の少年は最高裁に再抗告を申し立てたのですが、棄却され、処分が確定しました。

Aさん 同じ山形家裁なのに、上級生は非行なしを理由に不処分で、同級生は非行事実ありで施設に送るといったように判断が分かれ

ることがあり得るのですか。

弁護士 少年事件も刑事事件の一態様ですが、自白の信用性の評価等難しい問題があり、担当する裁判官によって判断が分かれることもあり得ることだと思います。

Aさん 民事事件の方はどうなりましたか。

弁護士 民事事件は、少年七人と新庄市を被告とする損害賠償請求訴訟でした。山形地裁は当初の自白の信用性を否定して、請求を棄却しました。しかしながら、控訴審の仙台高裁は平成一六年五月二八日判決において、遺体発見状況、遺体の痕跡、マット室の状況、アリバイ主張、自白の信用性等を詳細に検討して、少年達の関与を認めて、その損害賠償責任を肯定しました。しかしながら、新庄市については教諭が教育活動中に、このような深刻な暴行を受けることを予見できなかったとして、過失を否定し損害賠償責任を認めませんでした。少年達は上告しましたが、最高裁は平成一七年九月六日に上告を棄却して少年七人の損害賠償責任を認める判決が確定しています。この裁判の経緯は、文字どおり二転三転するもので、関係者を翻弄するものであったことは否定できません。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員